

# 道北勤医協ながやま医院感染対策指針

【2025年4月1日】

## 第1条 【院内感染対策に関する基本的考え方及び方針】

院内感染を未然に防止するとともに、感染症発生時には拡大防止のためにその原因を速やかに特定し制圧、終息を図ることが医療機関の義務である。院内感染防止対策を全職員が把握し、診療所の理念に沿った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

—基本方針—

- 1 標準予防策と感染経路別予防策の徹底を図り感染対策を遵守する。
- 2 職員の感染対策に対する意識を高め、患者及び職員相互間の感染を防止する。
- 3 感染対策の際には患者の権利とプライバシーの擁護に努める。
- 4 院内感染対策には合理的・経済的・環境に配慮して行う。

## 第2条 【組織および体制】

### 1. 感染制御部門の設置

感染対策推進および円滑運営のために「感染制御部門」を設置し、月に1回会議を開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

#### I-2. 感染制御部門の構成

院長（院内感染対策管理者）、看護師長、事務長で構成する。

### 2. 院内感染対策管理者の配置

院内感染対策を行う部門の業務に関する企画案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等を行うため、院内感染対策管理者（ながやま医院院長）を配置する。

#### II-2 院内感染対策管理者の業務

- ① 定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- ② 職員への研修を年2回程度行う。
- ③ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策の立案、実施を行うために、職員への周知徹底を図る。
- ④ 院内感染対策指針やマニュアルの作成・見直しを行い、職員へ周知する。
- ⑤ 旭川厚生病院が定期的に主催するカンファレンスに年2回以上参加する。
- ⑥ 旭川厚生病院が主催する新興感染症の発生などを想定した訓練に年1回以上参加する。

## 第3条 【従業者に対する研修】

感染対策の基本的考え方や標準予防策、感染経路別予防策、疾患別予防策を含めた感染防止対策の具体的な内容を全職員に周知し、感染対策に関する認識と技術の向上を図るため、年2回程度行う。研修の日時、内容、参加者については、記録保存する。

## 第4条 【感染症の発生状況の報告】

### 1. 保健所への報告

下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、省令で定める事項について保健所へ届出を行う。

- ①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省で定める五類感染症の一部（侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん又は麻疹）、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、その他新興感染症にかかっていると疑われる者は、診断後直ちに届け出る。
- ②厚生労働省で定める五類感染症（アメーバ赤痢、梅毒等）の患者は、診断後7日以内に届け出る。

### 2. 連携医療機関への報告

上記保健所への報告を、連携医療機関（旭川厚生病院）へ行う。また、感染症の発生がない場合も、年4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況などについて報告を行う。

## 第5条 【院内感染発生時の対応】

院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告する。院内感染管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策の立案、実施を行うために全職員への周知徹底を図る。

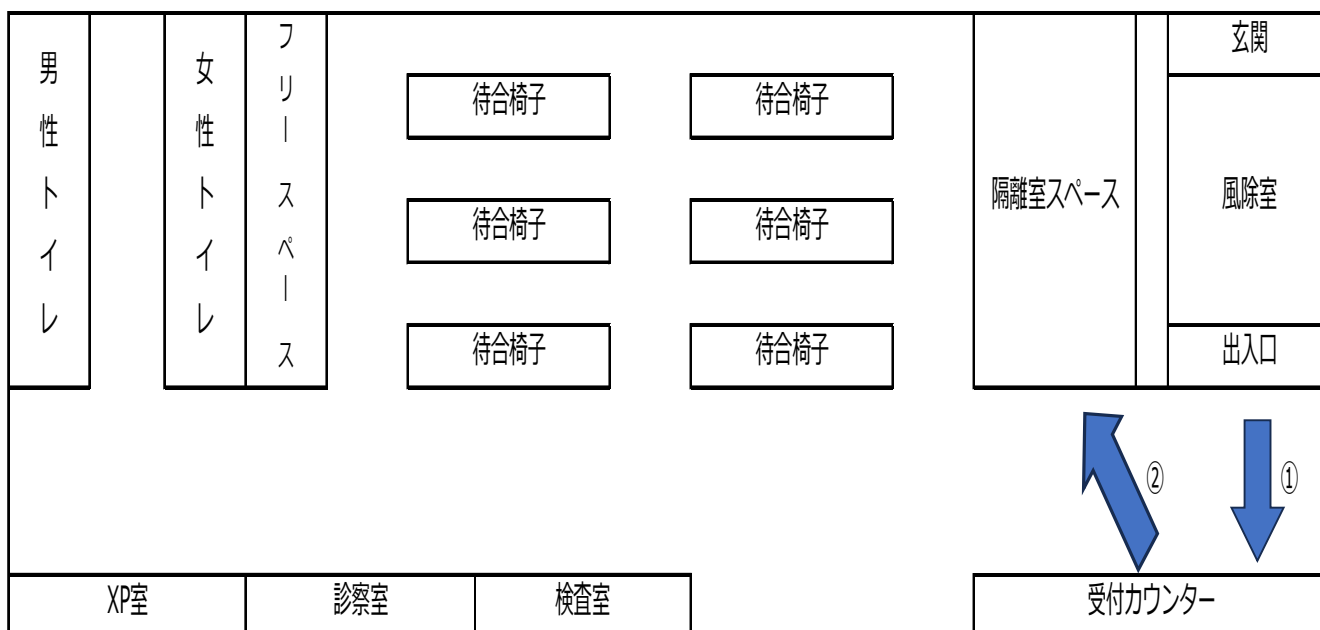
## 第6条 【発熱症状がある患者等の受け入れ対応について】

発熱症状がある患者等を院内で診療する場合は、他患者待合いと重ならないようにします。

患者にはサージカルマスク着用を依頼する。

患者からの申告、又は問診票の確認によって感染症が疑われる場合は、速やかに隔離スペースに案内し、入室してもらう。

職員は防護服など感染対策のマニュアルに沿った上、隔離スペースで診察が完結できるようにします。



## 第7条 【抗菌薬の適正使用】

「抗菌薬の適正使用」とは、抗菌薬を使用する事が単に細菌性感染症を治療するというだけでなく、日和見感染の予防、薬剤耐性菌対策、経済性への配慮（効果が同様であれば安価な薬剤を選択する）などの多くの要素が含まれる。

厚生労働省健康局結核感染症課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、処方を行う。

バンコマイシン、メロペネム、テイコプラニンについては届け出の提出を義務とする。

緊急時の使用を考慮して、届け出は使用開始後でもかまわない。

## 第8条 【標準予防策及び環境衛生について】

標準予防策とは、汗を除くすべての湿性生体物質（血液・体液・分泌液・排泄物・粘膜・傷のある皮膚）は伝播しうる感染性微生物を含んでいるかもしれないという原則に基づき、すべての患者を対象とした感染予防策のことを指す。医療従事者に、手袋・マスク、ガウン等の個人防護具の使用法を正しく周知した上で、標準予防策を実施するとともに、必要に応じて、その特性に対応した感染経路別予防策を実施する。

患者の環境はもちろん、職員のスペースなど院内は常に整理整頓され清潔な状態でなければならない。限られたスペースを有効に活用し、清潔・不潔の区別をし、全職員が環境整備に対する配慮を必要とする。

- ① 感染制御部門は1回/週の院内環境ラウンドを実施し、改善点があった場合はセクションと情報共有し、改善を図る。
- ② 清掃業務を委託している業者に対して、感染制御に関連する重要な基本知識に関する清掃員の教育を確認し、必要に応じて研修を組織する。
- ③ 清掃業者とは定例の協議会を設け、環境整備の向上に努める。

## 第9条 【職員の感染対策】

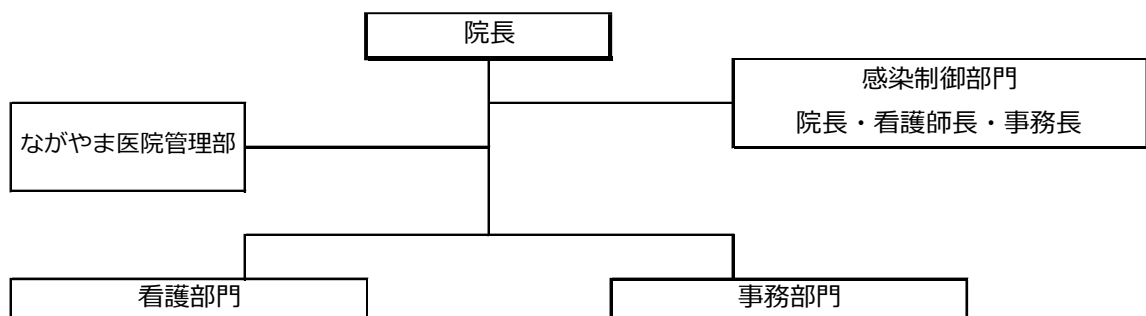
### — 予防接種 —

ワクチン接種によって感染が予防できる疾患（B型肝炎、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、インフルエンザ、新型コロナウイルス）については、適正にワクチン接種を行う。

### — 職業感染予防 —

- ① 職員が医療関連感染しないために、安全装置付き機材やPPE（個人用防護具）を適所に配備する。
- ② 針刺しなど職員が負傷した場合は、感染・発症を最小限にするために、受診などのシステムを確立する。

## 第10条 【感染制御部門の組織配置】



**第 11 条 【患者等に対する当該指針の閲覧について】**

当該指針は当院ホームページ上に公開する。

**（附則）**

本指針は 2025 年 4 月より施行する。